

堺市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、堺市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 交通会議の会議に関すること。
- （2） 交通会議の資料作成に関すること。
- （3） 交通会議の庶務に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

（職員）

第3条 事務局には、事務局長のほか、事務局員を置く。

2 事務局員は、堺市建築都市局交通部の職員をもって充てる。

（職務）

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、事務局員を指揮監督する。

（事務局長の専決事項）

第5条 事務局長は、会長の職務に属する事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入及び交通会議の運営に必要な契約の締結、その他予算の執行に関すること。（特に重要なものは除く。）
- （3） 負担金等の請求及び精算に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱）

第6条 事務局における文書の取扱は、堺市の相当規定の例によるものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年6月5日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 年 月 日をもって廃止する。